

6-23
96

国立学校設置法の一部を改正する法律案要綱

昭和二十七年三月三十一日限り在学者のなくなる旧制の学校の課程の
廃止

二、分離、合併等による国立大学の学部の増設

- 1. 北海道大学獣医学部（農学部から分離）
- 2. 茨城大学農学部（県立農科大学の合併）
- 3. 岐阜大学工学部（県立岐阜大学工学部の移管合併）

三、国立大学に併設する短期大学の施設

- 1. 商科大学短期大学部
- 2. 福島大学経済短期大学部
- 3. 千葉大学工業短期大学部

四、国立大学附置研究所の整備

- 1. 東北大学ガラス研究所、非水溶液化学研究所に合併
- 2. 東京大学立地自然科学研究所の廃止

五、国立大学の学部附置施設の整備

- 1. 北海道大学 理学部 附属海草研究施設
- 2. 東北大学 理学部 附属地震観測所
- 3. 群馬大学 医学部 附属病院分院
- 4. 九州大学 理学部 附属臨海実験所
- 5. その他
 - イ 助産婦学校の設置（北海道、東北、大阪、九州各大学医学部）
 - ロ 歯科衛生士学校及び歯科技術工士学校の設置（東京医科歯科大学歯学部）
 - ハ 診療エックス線技術学校の設置（大阪大学医学部）
 - ニ 高等師範学校の附置と之の新聞切替（東京教育、お茶の水女子、金沢、名古屋、奈良、広島各大学教育（文）学部）
 - ホ 附属小学校の設置（岐阜大学教育学部）
 - ヘ 農場の設置（茨城大学及び静岡大学農学部）
 - ト 練習船の設置（北海道、東京水産、鹿児島各大学水産学部）



六、国立学校に置かれる職員の内定員の昭和二十七年度予算に伴う全面的な改正。

七、この法律は、昭和二十七年四月一日から施行することとする。

天野 329